

旭川市新庁舎建設基本構想 資料編

目 次

資料 1	庁舎整備検討の経緯	1
資料 2	職員数の推計	3
資料 3	面積の算定	5
資料 4 - 1	建設候補地の比較表	6
資料 4 - 2	幹線道路からのアクセス性, 公共・利便施設の集積状況	7
資料 4 - 3	公共交通機関からのアクセス性	8
資料 4 - 4	防災性	9
資料 5	各事業手法の比較整理表	10
資料 6	市庁舎整備調査特別委員会中間報告書	11
資料 7	旭川市庁舎整備検討審議会答申書	23

■庁舎整備検討の経緯

平成 9 年	総合庁舎の耐震診断の実施
耐震性に問題がないとされる 1.5 値 0.6 を大きく下回っていることが判明	
平成 1 0 年	庁舎建設整備基金の設置
想定事業費 200 億円の 2 分の 1 の 100 億円を目標に積立てを開始 財政状況などから積立てが進まず、平成 23 年度末残高 3 千 9 百万円	
平成 23 年 3 月	東日本大震災の発生
総合庁舎の地震に対するぜい弱性への対策の必要性を改めて認識 平成 24 年度から庁舎建設整備基金への積立てを本格的に進めることとした	
平成 23 年 8 月	庁舎整備検討委員会の設置
庁舎整備のあり方について検討を行うため、庁内 6 部長を委員とした内部検討組織を設置	
平成 25 年 1 月	庁舎整備検討委員会の最終報告
庁舎の建替えによる課題解決が適当との報告	
平成 25 年 7 月	庁舎整備検討市民懇話会の設置
市民意見を幅広く集約するため、学識経験者や市内各団体、公募市民など 17 名で構成される市民懇話会を設置	
平成 25 年 10 月	庁舎整備に係る市民アンケートの実施
市民 3 千人を対象に、庁舎建替えの是非や建設場所、庁舎に望む機能等を調査	
平成 26 年 5 月	庁舎整備検討推進委員会の設置
より具体的な庁舎整備についての検討を進めるため、副市長を委員長とする検討推進委員会を設置	
平成 26 年 9 月	庁舎整備に係る議会棟のあり方の検討について市議会に依頼
庁舎を整備するとした場合の議会棟のあり方について、市議会に検討を依頼し、平成 26 年 12 月に検討結果を受領	
平成 27 年 4 月	旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料の公表
庁舎整備検討推進委員会での検討結果に基づき、新庁舎の機能や役割、規模、建替え場所などを比較検討するための基礎資料として公表	
平成 27 年 5 月～8 月	関係団体との意見交換
検討資料を用いて、市内の市民活動団体、福祉関係団体、経済関係団体、女性団体、青少年団体、建設関係団体など様々な団体と意見交換を実施	



平成27年7月	市庁舎整備調査特別委員会の設置
市庁舎整備に関する調査を行うことを目的として、第2回定例会において設置	
平成27年7月	旭川市庁舎整備基本構想策定に係る議会機能の検討について依頼
基本構想の策定に当たり、議会機能を整備する場合の基本的な考え方、議会棟の規模及び諸室の考え方などについて検討を依頼し、平成27年11月に検討結果を受領	
平成27年7月～8月	旭川市庁舎整備タウンミーティング（意見交換会）
検討資料を用いて、新しい庁舎の機能や規模、建設場所などについて、幅広く市民の意見を把握するため市内4か所で意見交換会を実施	
平成27年7月～8月	旭川市新庁舎絵画コンクール
市内小・中学生を対象に、「あったらいいな こんな市役所」をテーマとして絵画コンクールを実施	
平成27年8月	旭川市庁舎整備検討審議会の設置
市長の諮問に応じ、本市の庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するための附属機関として、学識経験者や市内各団体、公募市民など20名で構成される旭川市庁舎整備検討審議会を設置	
平成27年8月～9月	庁舎整備に係る職員アンケート
現在の執務環境等の状況把握及び庁舎で働く者の視点から庁舎整備に係る意見を把握するため職員（臨時職員・嘱託職員を含む）を対象としたアンケート調査を実施	
平成27年10月	庁舎整備に係るシールアンケートの実施
新しい庁舎の機能や規模、建設場所などについて、幅広く市民の意見を把握するため、中心部及び郊外の商業施設2か所でシールアンケート調査を実施	
平成27年10月	旭川市新庁舎整備シンポジウムの開催
旭川市新庁舎絵画コンクール表彰式、ゲストトーク、基調講演、トークセッションを実施	
平成27年11月～12月	庁舎整備に係る来庁者アンケートの実施
総合庁舎、第二庁舎、第三庁舎及び支所5か所で庁舎整備に係る来庁者アンケート調査を実施	
平成27年12月	市庁舎整備調査特別委員会から中間報告
基本構想の策定に当たり、市庁舎整備調査特別委員会での意見集約結果について中間報告	
平成27年12月	旭川市庁舎整備検討審議会から答申
旭川市庁舎整備検討審議会から旭川市庁舎整備基本構想について答申	

■職員数の推計

1 推計職員数

本市では、現在、行財政改革推進プログラム（三訂版）において、平成30年度の職員数の目標値を定め、削減に取り組んでいます。平成30年度以降については、現在具体的な目標値は定めていないものの、行財政改革や人口減少による業務量の減少も見込まれる一方で、少子高齢化による新たな行政需要の増加や地方分権改革による権限や業務の移譲などによる業務量の増加も見込まれます。

こうした状況を踏まえると、平成30年度以降の職員数については、減少が想定されるものの、大幅な減少までには至らないと思われることから、行財政改革推進プログラム（三訂版）の平成30年度の職員数の目標値を基に、職員数の推計を行いました。

（1）行財政改革推進プログラム（三訂版）における職員数の目標

本市における職員数の計画は、平成26年1月に策定した行財政改革推進プログラム（三訂版）における財政健全化の指標として、平成30年度当初の一般会計職員数については、平成25年度の2,132人から2,082人へと、50人の減少（削減率2.35%）を見込んでいます。

行財政改革推進プログラム（三訂版）

（H25年度実績） （H30年度当初）

2,132人 → 2,082人

※公営企業等の特別会計を除いた一般会計における職員数を指標として設定する。なお、対象とする職員数には、再任用短時間勤務職員を含み、消防の広域化により本市に編入される消防職員は含まない。

（2）平成30年度全会計の職員数

一般会計職員数以外の特別会計職員数及び臨時・嘱託職員数は、平成25年度から変動がないものとする。行財政改革推進プログラム（三訂版）における平成30年度全会計の職員合計数は4,843人と想定されます。

□想定職員数

	平成25年度	平成30年度	増減数
職員数 (臨時・嘱託職員含む)	4,893	4,843	-50

※消防の広域化により本市に編入される消防職員は含まない。

2 集約対象部局の推計職員数

本庁舎における行政機能としては、全市的な計画立案や管理支援などを担う『施策調整・行政運営機能』のほか、『窓口機能』の二つが考えられ、新庁舎には、現在、市内中心部に分散しているこれらの機能を担う部局を集約することを基本とします。

平成25年度を基準とした、平成30年度における職員数の削減率（2.35%）を基に、集約対象部局での職員数を推計すると、次の表のようになります。

□集約対象部局職員数

	平成25年度	平成30年度	増減数
一般会計正職員数 (再任用職員を含む)	1,240	1,211	-29
その他職員数	396	396	0
合計	1,636	1,607	-29

3 機能別・部門別の推計職員数

集約の対象となる部局は、各機能において、行政サービスの対象者や内容、業務の性質から、いくつかの部門に区分することができます。

部門別に各部局の平成30年度の職員数（特別会計職員及び臨時・嘱託職員を含む。）を推計すると次のとおりになります。

□部門別推計職員数

機能	部門	対象部局	推計職員数
窓口機能	窓口部門	会計課、交通防犯課、税制課、市民税課、資産税課、納税課、市民課、市民活動課、地域まちづくり課、国民健康保険課、介護高齢課、障害福祉課、生活支援課、保護第1～3課、子育て支援課、こども育成課、子育て相談課、健康推進課、保健指導課、住宅課、建築指導課、学務課、選挙管理委員会事務局	891
	民間窓口連携部門	福祉保険課、経済総務課、経済交流課	42
施策調整・行政運営機能	企画・調整部門	市長・副市長、政策調整課、政策推進課、総合計画課、秘書課、財政課、広報広聴課、総務課、管財課、防災課	133
	管理・専門部門	人事課、行政改革課、情報政策課、契約課、市民生活課、スポーツ課、指導監査課、保健総務課、衛生検査課、環境政策課、新エネルギー推進課、廃棄物処理課、環境指導課、農政課、農業振興課、教育長、教育政策課、教育指導課、学校保健課、社会教育課、文化振興課	324
	設計施工監理部門	工事検査課、農林整備課、都市計画課、北彩都事業課、公共建築課、設備課、土木総務課、土木管理課、用地課、土木建設課、公園みどり課	191
	その他の部門	監査委員、監査事務局、農業委員会事務局	26
推計職員数合計			1,607

■面積の算定

1. 行政事務機能の面積算定（総務省「地方債同意等基準」に独自調整を加えた試算値）

区分	役職	単位面積 (㎡) a	人数 b	換算人数 (人) c	面積 (㎡) ①の面積算定式 a×b×c
① 事務室（応接室含む）	特別職	4.5㎡/人	5	20	450.0
	部長		25	9	1,012.5
	次長		36	5	810.0
	課長		43	5	967.5
	主幹		31	5	697.5
	補佐		95	1	427.5
	係長		60	1	270.0
	主査		275	1	1,237.5
	一般職（再任用，臨時嘱託含む）		1,037	1	4,666.5
小計(A)			1,607	—	10,539.0
② 倉庫	事務室面積(A)の13%		—	—	1,370.1
③ 会議室等（会議室，電話交換室，便所，洗面所，その他の諸室）	事務室人数(A)	7.0㎡/人	1,607	—	11,249.0
④ 玄関等（玄関，広間，廊下，階段，その他の通行部分）	(①+②+③)×0.4㎡		—	—	9,263.2
行政事務機能規模の合計				—	32,421.3

2. 議会機能の面積算定（総務省「地方債同意等基準」に独自調整を加えた試算値）

区分	役職	単位面積 (㎡) a	人数 b	換算人数 (人) c	面積 (㎡) ①の面積算定式 a×b×c
① 事務室（応接室含む）	特別職	4.5㎡/人	0	20	0.0
	部長		1	9	40.5
	次長		0	5	0.0
	課長		2	5	45.0
	主幹		0	5	0.0
	補佐		4	1	18.0
	係長		0	1	0.0
	主査		6	1	27.0
	一般職（再任用，臨時嘱託含む）		10	1	45.0
小計(A)			23	—	175.5
② 倉庫	事務室面積(A)の13%		—	—	22.8
③ 会議室等（会議室，電話交換室，便所，洗面所，その他の諸室）	事務室人数(A)	7.0㎡/人	23	—	161.0
④ 玄関等（玄関，広間，廊下，階段，その他の通行部分）	(①+②+③)×0.4㎡		—	—	143.7
⑤ 議事堂（議場，委員会室，議員控室）	議員数	35.0㎡/人	34	—	1,190.0
A 総務省基準合計(①+②+③+④+⑤)				—	1,693.0
⑥ 議長室・副議長室	現状面積	—	—	—	88.6
⑦ 議会応接室		—	—	—	88.9
⑧ 議会図書室		—	—	—	36.5
B 総務省基準外合計(⑥+⑦+⑧)				—	214.0
議会機能規模の合計(A+B)				—	1,907.0

【行政機能及び議会機能の事務室算定における独自調整】

- ・次長職：換算9人→5人（課長職と同じ）
- ・課長補佐，係長，主査職：換算2人→1人（一般職と同じ）
- ・製図者（換算1.7人）の区分は使用しない

3. 行政事務機能・議会機能以外の機能の面積算定

区分	備考	面積 (㎡)
① 市民活動・市民交流支援機能	他都市の庁舎整備事例や本市の公民館貸室面積などを参考に規模を設定	500.0
② 情報発信機能 シティプロモーション機能	現状の市政情報コーナーを拡充したスペースを想定し規模を設定	90.0
③ 災害対応機能	災害対策本部や備蓄倉庫などを想定し規模を設定	315.0
④ 民間窓口機能	民間窓口機能として想定される規模を設定	720.0
⑤ 利便施設機能 （金融機関等窓口機能）	他都市の庁舎内の金融機関支店の面積などを参考に規模を設定	240.0
行政事務機能・議会機能以外の機能規模の合計		1,865.0

4. 新庁舎の必要面積 各機能の合計

区分	面積 (㎡)
1 行政事務機能	32,421.3
2 議会機能	1,907.0
3 行政事務機能・議会機能以外の機能	1,865.0
合計	36,193.3

■建設候補地の比較表

評価項目	現庁舎周辺エリア		買物公園エリア	北彩都エリア	比較評価
	①総合庁舎敷地	②第三庁舎敷地	4条以北買物公園沿い1区画当たりの状況	14・15街区	
基礎データ	位置	6・7条通9丁目	6・7条通10丁目	4条以北買物公園沿い	宮下通11丁目・12丁目
	土地所有者	旭川市	旭川市	民間	旭川市
	敷地面積	15,329㎡	7,661㎡	5,355㎡	10,700㎡
	用途地区	商業地域	商業地域	商業地域	商業地域
	容積率/建ぺい率	400/80	400/80	600/80	400/80
	その他制限	防火地域	防火地域	防火地域	準防火地域
	接道道路幅員	北側 — 永隆橋通 27.27m 6条通 20.00m 緑橋通 36.36m	北側 — 東側 — 6条通 20.00m 永隆橋通 27.27m	昭和通 27.27m 買物公園通 20.00m 緑橋通 36.36m 4条～8条本通 10.90m～36.36m 4条～8条仲通 10.90m	北側 20.00m 東側 27.00m 南側 16.00m 西側 20.00m
	建築可能最大延床面積	61,316㎡	30,644㎡	32,130㎡	42,800㎡
	建築可能最大建築面積	12,263㎡	6,128㎡	4,284㎡	8,560㎡
	周辺施設	市民文化会館・動物愛護センター（あにまある）・旭川東高等学校・中央警察署		病院・店舗・オフィスビル	地ビール館・ビジネスホテル・オフィスビル
アクセス性	幹線道路からのアクセス性	非常に高いアクセス性が確保できる	幅員が狭い道路や通行規制のある道路に接道するなどアクセス性に課題がある	アクセス性が確保できる	買物公園エリアは、平和通（歩行者専用道路）や5・6条仲通り（一方通行）に通行規制があり、車両動線が制限されるため、アクセス性に課題がある
	公共交通機関からのアクセス性	バスの本数が多いバス停に近接し、多方面の移動経路が充実している	バスの本数が多いバス停に近接し、多方面の移動経路が充実している	JR旭川駅に近接しているが本数が多いバス停からはやや離れている	北彩都エリアは、他の候補地と比較し、JR旭川駅に近接しているが、バス停からやや離れている
	来庁者駐車場の確保	複数の市有地を利用することで確保が可能	同一敷地内に駐車場が確保できない場合がある	同一敷地内に駐車場が確保できない場合がある	配置計画によっては、買物公園エリア及び北彩都エリアでは同一敷地内に駐車場の確保が困難であり、立体駐車場等が必要となる可能性がある
市民利便性	市民窓口部署の集約	集約可能	集約可能	集約可能	各候補地とも庁舎の規模に差はあるが、市民窓口部署の集約化は可能である
	公共・便利施設等の集積状況	公共施設が集積している	便利施設に隣接しており、来庁者の利便性の向上が期待できる	公共・便利施設からやや離れている	北彩都エリアは、公共・便利施設から離れており、他の候補地と比較し利便性に劣る
まちづくり	中心市街地活性化への影響	常磐公園や買物公園を含めた人の回遊性を創出することで中心市街地活性化への寄与が期待できる	4条以北の核となることで中心市街地活性化への寄与が期待できる	北彩都エリアへの集客効果により中心市街地活性化への寄与が期待できる	北彩都エリアに新庁舎が移転する場合、現庁舎周辺や買物公園の北側のにぎわいが減少することが考えられる
	シンボル性のある景観形成の可能性及び将来性	官庁街としての歴史的なシンボル性を有しているほか、常磐公園と7条緑道で結ばれており、緑豊かな景観形成が可能であり、複数の敷地を有効利用することで将来的な拡張性が見込める	中心市街地活性化に向けたシンボル性を有する。ただし、買物公園エリアは敷地が狭いため単独の敷地ではシンボル性のある景観形成が難しく、将来的な拡張性も低いが庁舎整備による周辺への波及効果が期待できる	新たな市街地北彩都として一定のシンボル性を有する。ただし、北彩都地区ガーデンエリアとはJR高架橋で分断されていることからガーデンエリアと連携した景観形成は困難であるが、将来的には庁舎整備に伴う周辺整備への波及効果が期待できる	各候補地とも、それぞれにシンボリック要素を有した場所である
防災性	敷地の安全性	危険性は特になく、また、災害時における避難・救護活動のための敷地の確保が見込める	0.5mの浸水の可能性が想定されるエリアが一部に含まれているほか、避難・救護活動のための敷地の確保が難しい	危険性は特にないが、避難・救護活動のための敷地が十分に確保できない可能性がある	買物公園エリアの5～8条通7丁目の区域については、0.5mの浸水域となっており浸水対策が必要となる
	災害時のアクセス性	「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」に接道しており災害時においてもアクセス性の確保が期待できる	4条通及び昭和通に面する区画では「特に地震時に通行を確保すべき道路」に接道するが、いずれの区画においても買物公園に面するため接続道路は3面に限られる。また、区画によっては一方通行道路に接続となり、車両動線が制限される可能性がある	周辺一帯は新たに区画整理されたエリアとなっているが、「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」に直接接道していないほか、接道する道路のほとんどが片側1車線となっている	買物公園エリアは、いずれの区画においても買物公園に面するため、接続道路は3面に限られる。また、区画によっては、一方通行道路に接続となり、車両動線が制限される 北彩都エリアは、「特に重要な地震時に通行を確保すべき道路」に直接接道していないほか、接道する道路のほとんどが片側1車線となっており、災害時のアクセス性がやや劣る
環境保全性	周辺環境への影響	敷地の一部が電波伝搬障害防止区域内に該当する	一部の区画では電波伝搬障害防止区域内に該当する	特になし	電波伝搬障害防止区域内に関して、現庁舎エリアでは敷地の一部が対象区域、買物公園エリアでは区画により対象区域に該当する
その他	不確定要因	用地取得は必要ないが、仮設庁舎の確保や既存庁舎の解体が必要となる場合がある	仮設庁舎や既存庁舎の解体は必要ないが、用地取得や移転補償、既存建物の除却に時間を要する場合がある ※想定される土地取得費約3億円から約8億円（建物移転補償費が別途必要）	仮設庁舎や既存庁舎の解体、用地取得等を必要としない	買物公園エリアは、民有地であるため、土地取得等で時間を要する可能性がある。現庁舎エリアについては、既存庁舎の解体工事や仮設庁舎の確保等が必要となる場合がある